



水道料金の改定について

<項目> (あてはまるものすべてにチェック)

イベント・会議等の事前周知依頼

イベント・会議等の取材依頼

イベント会議以外の事業の周知依頼

参加者募集の告知依頼

その他 (

全 2 枚 (本紙含

<概要>

平成 30 年 4 月から水道料金を改定 (値上げ) します

◇料金改定の目的

つくば市上水道事業は、昭和 58 年 4 月以来 30 年以上、現行料金を維持してきた結果、県内で最低の料金となっていますが、平成 4 年度から原価割れが続き、必要経費を料金収入で賄うことができない厳しい経営状況となっています。また、上水道未整備地域からの整備要望に応えるため、新規整備を行うとともに、北部地域の低水圧対策や研究学園地区などの老朽化した施設の更新が必要となっています。

このことから、経営健全化を図り、様々な課題を解決するため、水道料金を改定 (値上げ) します。

◇料金改定率

平成 27 年度に上下水道審議会答申書で示された料金改定率 38% は急激な負担増になることから、平成 29 年 5 月から 6 月にかけて市議会との勉強会や、内容の精査を行ってまいりました。その結果、平均改定率を 21% とする水道給水条例が、平成 29 年 9 月つくば市議会定例会において全会一致で可決されました。

平均改定率 : 21%

標準世帯改定率 : 16% (標準世帯 = メーターの口径が 20 mm で 1 か月 20 m³ 使用の場合)

◇適用時期

改定後の料金は、平成 30 年 4 月から適用されます。平成 30 年 4 月 1 日前から使用している場合は別紙チラシのとおり経過措置があります。

水道料金及び加入金の改定について

I 水道料金 ～ つくば市上水道ご利用の皆様へ ～

平成30年4月から水道料金を改定（値上げ）します

1 水道料金の改定について

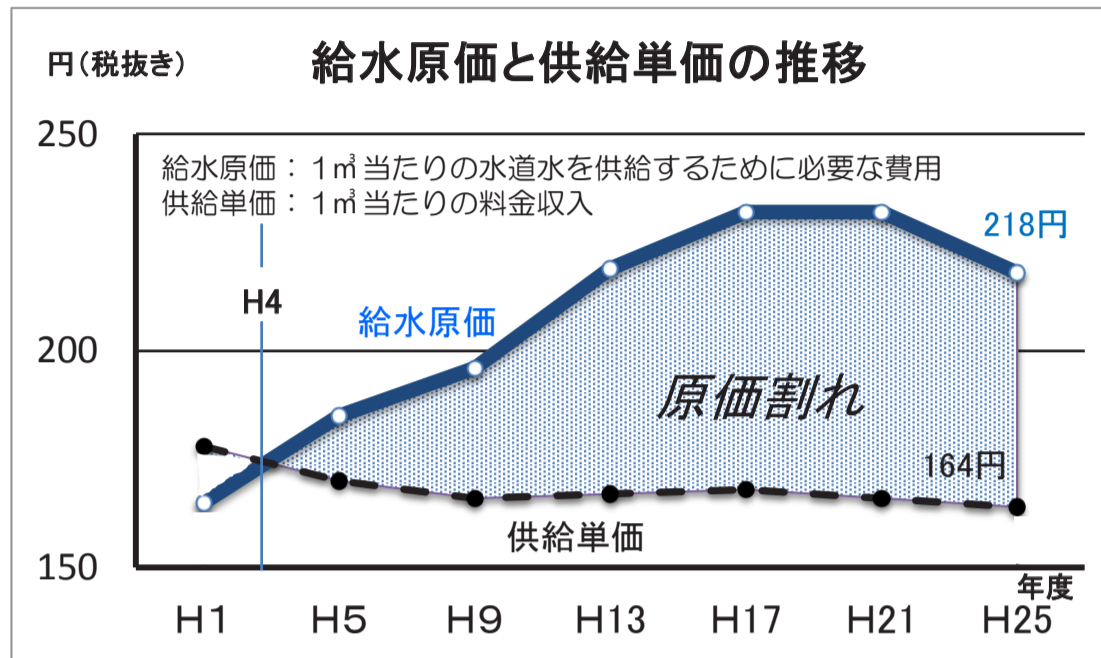
(1) 料金改定の目的

つくば市上水道事業は、昭和58年4月以来30年以上、現行料金を維持してきた結果、県内で最低の料金となっています。しかし、平成4年度から供給単価より給水原価の方が高い「原価割れ」が続き、必要経費を料金収入で賄うことができない厳しい経営状況となっています。

また、上水道未整備地域からの整備要望に応えるため、新規整備を行うとともに、北部地域の低水圧対策や研究学園地区などの老朽化した施設の更新が必要となっています。

このことから、経営健全化を図り、様々な課題を解決するため、水道料金を改定（値上げ）します。

皆様には、ご負担をおかけしますが、ご理解くださいますようお願いいたします。



(2) 料金改定率

平成27年度に上下水道審議会答申書で示された料金改定率38%は急激な負担増となることから、平成29年5月から6月にかけて市議会との勉強会や、内容の精査を行ってまいりました。その結果、平均改定率を21%とする水道給水条例が、平成29年9月つくば市議会定例会において全会一致で可決されました。

平均改定率: 21%

標準世帯の改定率: 16% (標準世帯＝メーターの口径が20mmで1か月20m³使用の場合)

① 現行・改定後料金表

基本料金

(1か月分・税込額)

メーターの口径	現行の額(円)	改定後の額(円)
口径 13mm	1,188	1,296
口径 20mm	1,512	1,620
口径 25mm	2,484	2,700
口径 30mm	3,240	3,510
口径 40mm	7,020	7,560
口径 50mm	15,120	16,200
口径 75mm	38,880	42,120
口径100mm	86,400	93,960
口径150mm	216,000	234,900
口径200mm	410,400	446,040

従量料金

(1m³当たり・税込額)

使用水量(1か月分)	現行の額(円)	改定後の額(円)
口径25mm以下	～ 10m ³	0
	11m ³ ～ 20m ³	118.8
口径30mm以上	～ 20m ³	118.8
	21m ³ ～ 40m ³	140.4
	41m ³ ～ 100m ³	162.0
	101m ³ ～ 500m ³	183.6
501m ³ ～	216.0	324.0

※ 臨時用、生活専用集合住宅、共同住宅の共用水栓の料金については、市ホームページをご覧ください。

(例) メーター口径20mmで、1か月20m³使用の場合(消費税込み)

基本料金

従量料金

現行料金 = 1,512円 + (10m³ × 0円 + 10m³ × 118.8円) = 2,700円

改定後料金 = 1,620円 + (10m³ × 0円 + 10m³ × 151.2円) = 3,132円 (432円増)

・ 検針は、これまでどおり2か月ごとですので、請求額は2か月分になります。

・ 下水道使用料に変更はありません。

② 新料金の適用時期

改定後の料金は、平成30年4月から適用されます。平成30年4月1日前から使用している場合は、以下の経過措置があります。

- ・ 奇数月検針: 4-5月分は、使用量の半分が現行の料金、残りの半分が改定後の料金、6-7月分から改定後の料金
- ・ 偶数月検針: 5-6月分から改定後の料金

4月1日基準日

▼: 検針時期

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
奇数月検針	2-3月分 現行の料金		4-5月分 現行の料金		6-7月分 改定後の料金			
偶数月検針		3-4月分 現行の料金		5-6月分 改定後の料金		7-8月分 改定後の料金		

2 今後の取組

(1) 今後10年間で実施する事業

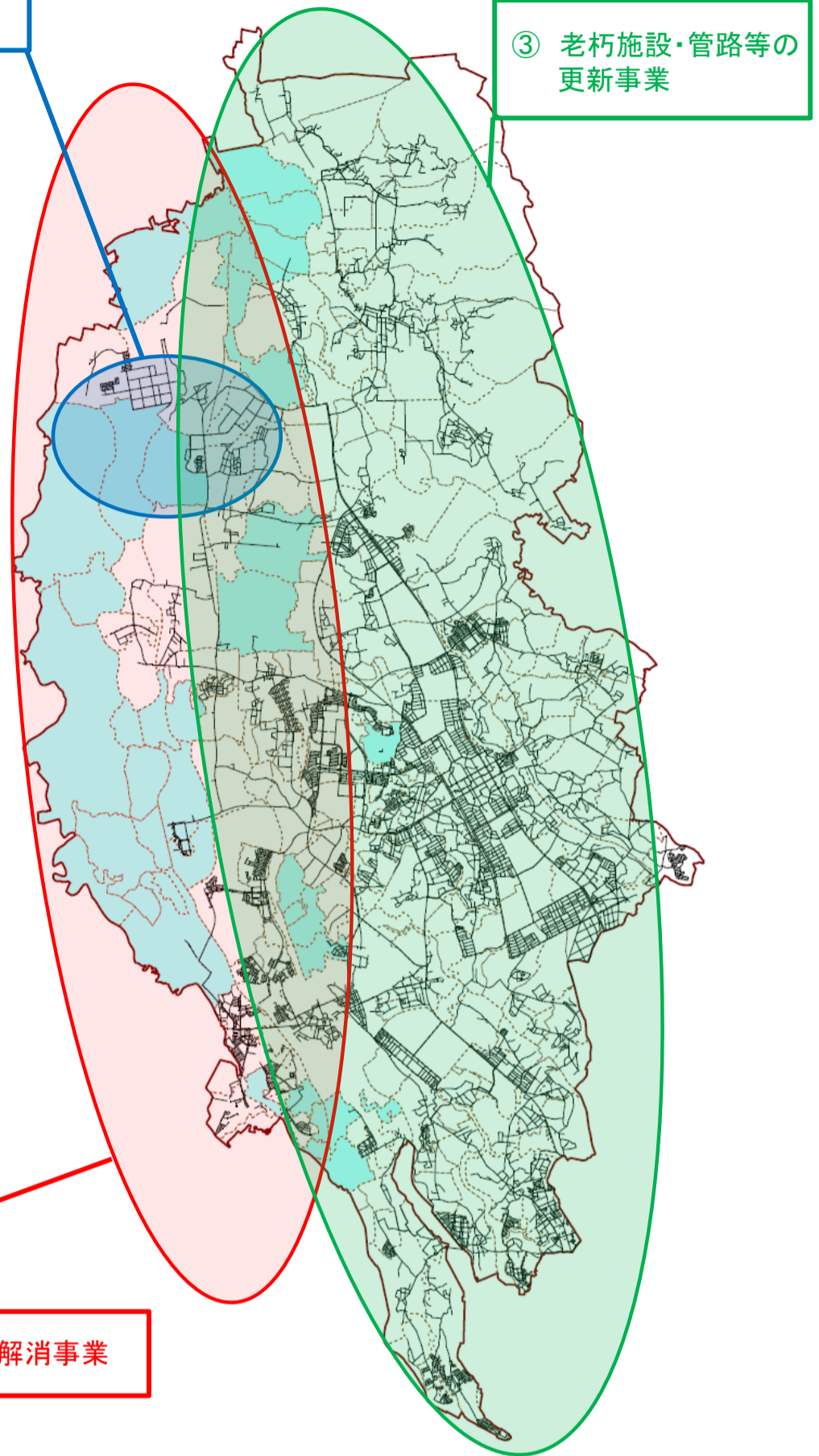
- ① 上水道未整備地域解消事業(事業費:約100億円)
市内の上水道未整備地域への幹線管路と要望のあった地域内の管路整備を実施します。
- ② 市北部地域の低水圧対策事業(事業費:約10億円)
低水圧地域解消のために北部地域への配水管の整備を実施します。
- ③ 老朽施設・管路等の更新事業(事業費:約80億円)
 - ・ 主要施設のうち、耐震性が低いと考えられる施設を対象に、耐震診断を実施するとともに、耐震診断に基づいて必要な改良補強工事を計画的に実施します。
 - ・ 整備後に年月が経過し、老朽化した管路の更新工事を計画的に実施します。
特に、研究学園地区内の大口径管などの法定耐用年数を経過した配水管と漏水頻度が高い配水管の更新事業を実施します。

② 市北部地域の
低水圧対策事業

③ 老朽施設・管路等の
更新事業

① 上水道未整備地域解消事業

【今後の建設改良事業図】



(2) 今後の検討課題

健全経営を継続するために、少なくとも5年ごとに水道料金について検討を加え、結果に基づき必要な措置を講じることとします。
その他、次の事項についても検討してまいります。

- ① 水道加入金の額の見直し
- ② 基本水量、基本料金の見直し
- ③ 地下水採取の対策
- ④ 料金徴収頻度の見直し(2か月ごと→1か月ごと)

(3) その他

- ① 福祉減免制度は継続します。
- ② 茨城県企業局への受水費値下げの要望も継続して実施します。

Ⅱ 加入金 ～マンション等の建築を検討されている皆様へ～

水道加入金の徴収方式が改定されます

これまで、テナントビルやマンション等の集合住宅で受水槽式により給水を受ける場合は、受水槽手前の親メーターの口径を基準として、加入金を徴収していました。

水道使用者の負担均衡を図るため、平成30年4月1日以降に給水装置工事設計審査を受付するものについては、受水槽以下の各メーターの口径及び個数に応じた加入金を徴収する方式に改定します。

※ 詳細については、市ホームページをご覧ください。



TSUKUBA

お問い合わせ

つくば市生活環境部

水道業務課:水道料金・加入金に関すること

水道総務課:料金改定に関すること

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

電話029-883-1111(代表)